

白山市監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、白山市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年10月1日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

## 1 定例監査

### (その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年9月13日
- (2) 措置を講じた部局等 鳥越市民サービスセンター市民サービス課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成29年10月2日（白山市監査公表第9号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
旧鳥越村立第一保育所の貸付について、施設の老朽化も著しく、管理上の問題もあるため、今後の貸付について検討されたい。	本年度の契約更新時に、管理者と建物の状況を内・外部から目視し現況を確認した。内部は整理整頓され、柱も腐食防止の塗装が施されるなど適正に管理されていた。 しかし、建築から50年以上経過している建物であり、今後の使用に不安がある。有事には責任問題ともなることから、次年度は契約を更新しないことで相互確認した。 次年度以降に中期計画で建物の取壊しを要望予定。

### (その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年9月14日
- (2) 措置を講じた部局等 産業部企業立地室
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月4日（白山市監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
白山市立地企業従業員賃貸住宅家賃助成金交付要綱については、現場に則した実地可能な内容に改善されたい。	家賃助成金交付要綱の家賃助成申請日が、企業の操業日若しくは転入日後6か月以内としていたところを、企業の立地助成金の交付決定日後6か月以内に見直し、立地助成金交付企業の転入従業員からの申請に基づき助成金を交付することとした。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年9月18日  
(2) 措置を講じた部局等 教育委員会生涯学習課  
(笠間公民館・鶴来公民館)  
(3) 監査結果の公表年月日 平成29年10月2日(白山市監査公表第8号)  
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
《笠間公民館》 公民館本館と軽体育館が離れており、防犯上の問題発生も考えられる。管理体制について検討されたい。	管理体制について検討し、これまでも指導してきている利用者への使用上の注意事項順守の更なる徹底及び職員による見回りを強化することとした。 なお、防犯カメラ等の機器については、市立公民館整備の基本方針に基づき、笠間公民館の改築計画があることから、現在の建物では設置しない。
《鶴来公民館》 朝日グラウンドの所管について検討されたい。	朝日グラウンドの所管について検討するため、鶴来公民館、所管課であるスポーツ課と協議した。 以前、鶴来地区からの要望により、朝日グラウンドが存続している経緯を確認し、所管するスポーツ課で使用料を徴収することとし、鶴来公民館では受付だけをする事とした。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年9月19日  
(2) 措置を講じた部局等 鶴来支所市民福祉課  
(白山市障害者ふれあいセンター)  
(3) 監査結果の公表年月日 平成29年10月2日 (白山市監査公表第9号)  
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
白山市障害者ふれあいセンター (行政財産) の使用許可申請について改善を要する。	<p>白山市障害者ふれあいセンターの使用許可申請について、管財課と協議の結果、使用者が同施設及び設備等を占有使用する場合は、条例施行規則で定める申請書様式の使用目的欄に次の事項を明記することで、申請内容を確認する取り扱いに改めた。</p> <p>①条例で定める当該施設の設置目的を達成するために占有使用すること ②使用期間を1年間とすること</p> <p>上記内容を記載した使用許可申請書を、平成30年5月28日付で改めて受理し、同年6月1日付で使用許可書を交付した。 (許可期間は、平成30年6月1日から平成31年3月31日として、以後1年毎の申請とする。)</p>